

第2章 職業訓練基準の位置づけと見直し

第1節 職業訓練をめぐる情勢の変化（第8次職業能力開発基本計画から）

社会生活へのIT化の浸透など技術革新の進展や経済のグローバル化等により、雇用・労働環境が大きく変化してきている。

また、急速な高齢化に伴う労働者の職業生涯の長期化や、非正規雇用者（派遣社員等）の増加、若年者を中心とした就業意識や就業形態の多様化が及ぼす社会問題化（フリーター、ニート問題等）等を勘案しつつ、厚生労働省では、今年度、「第8次職業能力開発基本計画」（平成19年度～平成23年度）を発表した。

計画によると、職業能力開発の基本施策では、労働市場のインフラの拡充として、多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を目指すとともに、公共職業能力開発の充実のための施策として、『産業構造の変化、技術革新や求職者のニーズの多様化等に対応するため、企業のニーズの変化を踏まえた職業訓練コースの設定や中小企業等に対する職業能力開発に係る支援を進めるとともに、求職者自身のニーズを踏まえた選択を可能とする公共職業訓練の充実に取り組む。』としている。

具体的には、『産業動向、技術革新や求職者のニーズの多様化等に対応するため、産業分野ごとの企業の人材ニーズの変化を踏まえた職業訓練コースの設定を進める。

製造ライン、工作機械等の生産工程の自動化・効率化、製品の高付加価値化、製品の設計から加工、生産・品質管理等複数の工程に対応できる技術・技能の養成、機械系、電子系、情報系等の技術分野の複合化といったものづくり分野の近年の動向を踏まえ、基礎的技術・技能等の鍛錬を含め、実践的な職業能力の付与や職業訓練内容の高度化・複合化等を図る。また、情報通信分野やサービス分野等については、今後、先端技術を活用した省力化や生産性の向上への取組みが進むことが予想され、職業能力開発に当たっては、高度通信技術等の新技術の現場への応用に対する支援や新技術に対応できる人材の育成が必要である。』と指摘している。

また、「現場力」と技能の継承・振興の強化に向けた職業能力開発を拡充するとしている。

第2節 職業訓練基準の位置づけ

職業訓練の基準は、職業能力開発促進法第19条により定められており、その趣旨は次の通りである。

『職業訓練が経済社会の変化に応じ、あるいは地域の実態に即して的確に行われるためには、職業訓練の実施の基準となっている訓練基準が経済的、社会的あるいは地域的なニーズに応えられるものとなっていなければならない。』

しかし、訓練課程ごとに訓練科を増改設し、公共職業訓練及び認定職業訓練の基準としていく方式では、激しい技術革新等に即応した訓練を行うためには基本的に次のような困難性がある。

- ① 既設の科における新たな機器等の使用には、教科の設定が必要であること。
- ② 地場産業的な性格の強い業種に必要な技能、先端産業に必要な技能等の訓練には訓練科の設置がないことで訓練の実施が困難となること。

こうした困難性を打開していくためには、職業訓練を実施する国、都道府県あるいは事業主等が、その実施すべき職業訓練の内容を自主的に決定することができる途を開く必要がある。

こうした観点から、同法第19条では「訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い」職業訓練を行うものと規定し、職業訓練の基準に関しては、訓練基準として定めるべき事項及び各内容のいずれもが厚生労働省令に委ねられているが、教科の科目、訓練時間等の具体的な内容については必要なもののみを定め、地域ニーズ等を勘案した弾力的な職業訓練が展開できるようにしている。』（労働法コンメンタールより一部抜粋）

具体的には、年間1400時間の訓練時間のうち800時間～1000時間程度を規定し訓練科の特色を持たせるとともに、残る400時間～600時間については各職業訓練施設において地域ニーズ等を勘案した適切な教科を設定出来ることとしている。

（表2-1）に公共職業訓練の種類と内容を記す。

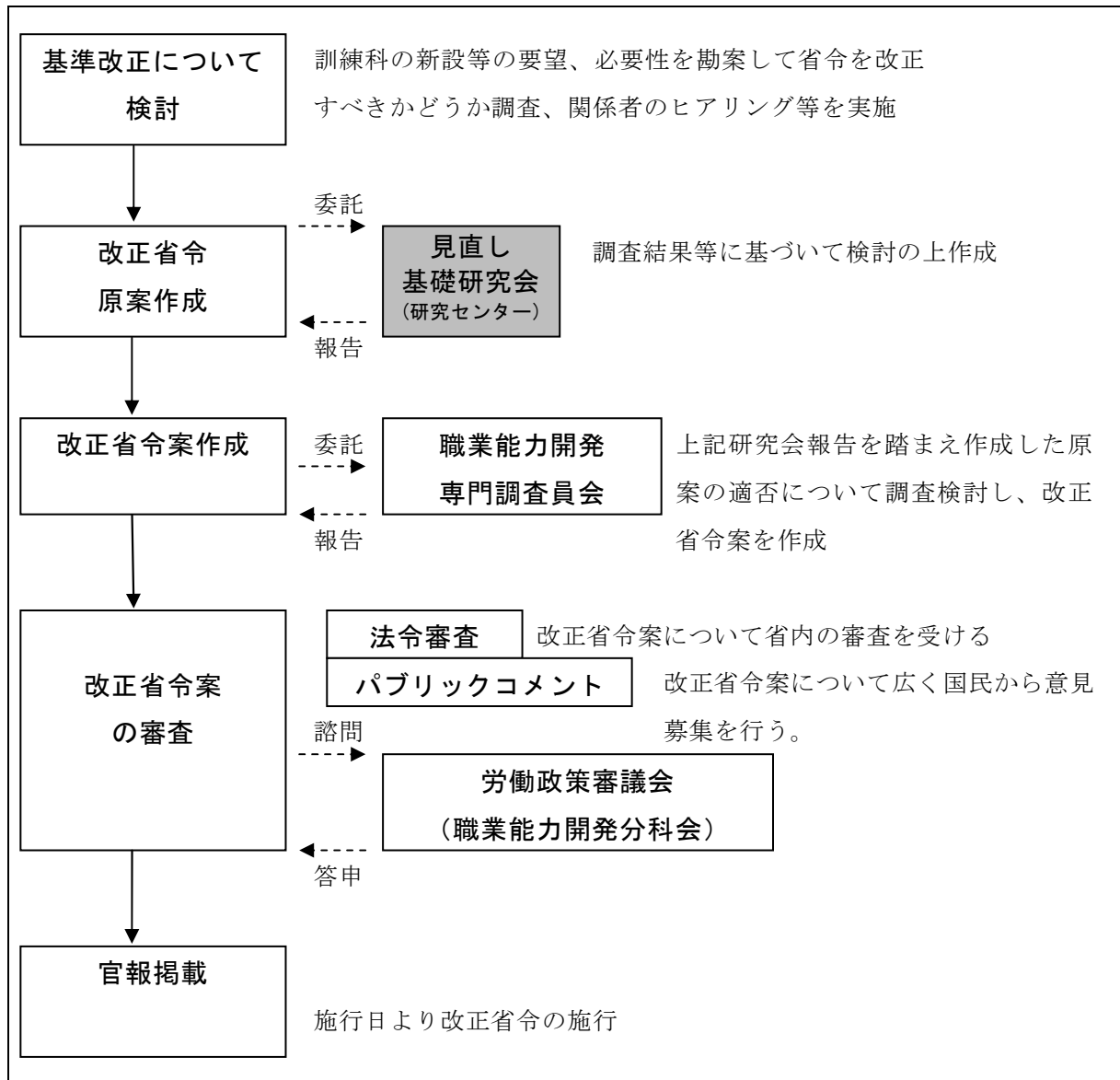
（表2-1）公共職業訓練の種類と概要

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業者又は高等学校卒業者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等1年総訓練時間1,400時間以上 中学校卒業者等2年総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く）・知識を習得させるための短期間の課程	6月（訓練の対象となる技能等によっては1年）以下 総訓練時間12時間以上（管理監督者コースにあつては、10時間以上）
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	応用課程	専門課程修了者に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月（訓練の対象となる技能等によっては1年）以下 総訓練時間12時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間60時間以上

第3節 研究会における訓練基準の見直しの範囲

厚生労働省の政策については、前述した第8次能力開発基本計画も職業能力開発促進法第5条の規定により、中央職業能力開発審議会による審議が必要であると定められている。

併せて、職業訓練基準の見直しについては、中央職業能力開発審議会で審議することとなり、これらの作業に当たり中央職業能力開発審議会の下に「専門調査委員会」を設置することとなっている。



(図2-1) 職業訓練基準の改正プロセスと本研究会の位置付け

(図2-1)の流れの中で、アミ目のある「見直し基礎研究会」が当研究会の位置づけとなる。

本来、省令改正に係る業務は、厚生労働省により行われるものだが、その専門性に鑑み、今年度より改正内容の原案作成のための基礎研究に関して、独立行政法人雇用・能力開発

機構能力開発研究センターに委託された。

当研究会の具体的な見直し作業は、以下のような項目となる。

(表2-2) 基準見直しに係る基礎研究会の主な検討作業

<p>1 電気・電子分野における産業動向、技術動向及び人材ニーズの明確化 各種調査報告書等からの情報収集 研究会委員からの意見 職業能力開発施設におけるニーズ調査結果</p> <p>2 対象訓練科の見直し 電気・電子分野に設置されている訓練科をもとに、公共及び認定職業能力開発として実施すべき訓練科を次のいずれかに分類する。</p> <p>① 内容の見直しをする訓練科 ② 新たに設定する訓練科 ③ 廃止する訓練科</p> <p>3 訓練カリキュラムの作成 設置科数の多い訓練科や影響度の高い訓練科など、喫緊性の高い訓練科を優先する。</p> <p>(1) 内容の見直しをする訓練科 現行の教科の細目、教科編成指導要領（一部）等への加除修正を行う。</p> <p>(2) 新たに設定する訓練科</p> <p>① 現行の訓練科を複合化する場合は、当該訓練科において習得すべき技能及び知識の範囲に相当する教科、訓練時間を設定し、現行の教科の細目、教科編成指導要領（一部）を参考に編成し、加除修正を行う。</p> <p>② 現行の訓練科にない新たな科は、当該訓練科において習得すべき技能・知識の範囲に相当する教科、訓練時間を設定し、現行の教科の細目、教科編成指導要領（一部）等を参考に編成する。</p> <p>4 上記1～3に関する報告書の作成</p> <p>5 基準案の作成 カリキュラム（教科の細目、教科編成指導要領）、習得度評価（技能照査の基準の細目）、設備機器等（設備基準）等の基準案を作成する。</p>
